

令和8年度おかやまキーテクノロジー成長促進事業業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度おかやまキーテクノロジー成長促進事業業務

2 事業の目的及び概要

将来の産業競争力を左右するキーテクノロジー分野（半導体・水素）において、個社の努力だけでは対応が困難な課題を解決するため、専門家や関係機関との連携による伴走支援を通じて、サプライチェーンへの新規参入、県内企業の共同研究開発や製品開発を促進する。

3 業務内容

委託する業務の範囲は、次のとおりとする。

なお、業務の実施に当たっては、専属のコーディネーターを2名配置し、企業を伴走支援すること。

(1) 中核的産業 共創ハブ事業

専属コーディネーターの伴走により、新技術・新製品の研究開発から社会実装に至るまでの各フェーズにおける県内企業の取組を支援する。

なお、伴走支援は次の業務を基本とし、企業のニーズに応じて柔軟に対応すること。

ア 訪問活動等による各種情報の収集並びに当該情報の県内企業への提供及びデータベース化

(各種情報の例)

- ・県内外の中小企業や大学を含む研究機関等のキーテクノロジー分野における最新技術動向や技術ニーズ・シーズ等
- ・水島コンビナート関連企業を始めとする県内外の大企業（中小企業基本法第2条に規定する中小企業の反対解釈とする。）のカーボンニュートラルへの対応や最新技術動向、技術ニーズ・シーズ等

イ 県内中小企業と他企業や大学を含む研究機関、工業技術センター等各種支援機関とのマッチング、共同研究等のコーディネートやオープンイノベーションの推進

ウ 「キーテクノロジー成長研究開発プロジェクト創成事業」に係る申請企業の掘り起こし、申請支援、推進内容に対する情報提供、事業化の推進に向けたマッチング、推進内容・研究成果についてのとりまとめ

エ 国の競争的資金等の研究開発資金獲得のための支援

オ 関係機関との情報共有等による連携強化 など

(2) キーテクノロジー分野参入促進事業

県内企業がキーテクノロジー分野への進出を検討するための関連分野の市場・技術動向及び進出のきっかけになるための川下企業の技術ニーズの情報提供を、セミナーを通じて、企画開催するとともに、先進企業及び県内研究機関のシーズを発信するシーズ発信会を開催する。

また、参加した企業に対して上記（1）に準ずる支援や下記（3）につながるフォローアップを行う。

なお、専属コーディネーターは、セミナー及びシーズ発信会の企画から参加企業へのフォローアップまで主体的に関わること。

〈実施要件〉

- ・セミナー 1回開催
- ・シーズ発信会 1回開催

(3) おかやまキーテクノロジー産業成長促進事業（半導体・水素分野）

企業間連携や企業人材育成等によりキーテクノロジー分野の集積化・活性化を図る。おかやま半導体関連コンソーシアム及びおかやま水素関連技術コンソーシアムを核に、専門家を招聘した勉強会や各分野の基礎知識の研修会、先進企業等の視察や、技術交流会等のマッチング機会創出事業を実施する。

専属コーディネーターは、コンソーシアムへの目的に沿った運営を行うとともに、勉強会・研修会及び技術交流会の企画実施等を通じ、共同研究等に向けた機運の醸成を行うこと。

〈実施要件〉

- ・勉強会 4回程度開催（原則、2分野×2回）
- ・研修会 5回程度開催（2分野×2、3回）
- ・先進企業等の視察 2回程度開催（原則、2分野×1回）
- ・技術交流会 5回程度開催（2分野×2、3回）

4 業務に係る留意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、県と十分協議し、県の指示に従うこと。
- (2) 専門的知識を有する職員を配置するなど必要な実施体制を組むとともに、業務の進捗を管理する責任者や会計、庶務に関する担当者を明確にするなど、組織体制を整えた上で、必要な関係職員を配置し、効率的な業務の推進に努めること。
- (3) コーディネーターの活動予定を適宜県に報告するとともに、企業の支援状況について情報共有を図ること。また、業務方針の確認や情報交換等を行うため、原則、月1回以上県と打ち合わせを行うこと。
- (4) コーディネーターの活動状況（ヒアリング状況、ニーズ・シーズの把握、マッチングの実施状況、各コンソーシアムの活動状況、補助金採択企業の推進状況、企業等のデータベース化作成状況等）を報告書にまとめ、四半期ごとに県に報告すること。
- (5) 業務の実施に当たり、業務委託契約書又は本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と受託者の協議により決定する。

5 完了報告書等の提出

業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を県に提出すること。

6 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

7 委託限度額

42,119,913円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。